


➤ 伊方発電所が佐田岬半島の付け根付近に位置しているという地理的特性を踏まえ、PAZ圏以西の半島地域を予防避難エリアとして位置づけ、防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を準備。

		種別	対象者数	避難・屋内退避の方法	
施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難・屋内退避開始	避難行動要支援者（医療機関・社会福祉施設）		伊方町 168人		発電所や周辺の道路・港湾等の状況等さまざまな事態に対応できるように、複数の防護措置を組み合わせることで対応を実施
	避難行動要支援者（在宅）		伊方町 160人		
	避難行動要支援者（学校・保育所）		伊方町 398人		
全面緊急事態（原災法15条）で避難・屋内退避開始	一般住民※1		伊方町 4,180人		
		合計	4,906人		

※1 一般住民の対象者数は、予防避難エリア住民数の合計数から割り出した数であり、若干の増減がある。

予防避難エリアにおける状況に応じた防護措置

【状況の確認】

- ①警戒事態：
愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：
防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	陸路避難	ケース4
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース5
放射性物質放出のリスクが高まった場合		屋内退避	ケース4

※2 放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

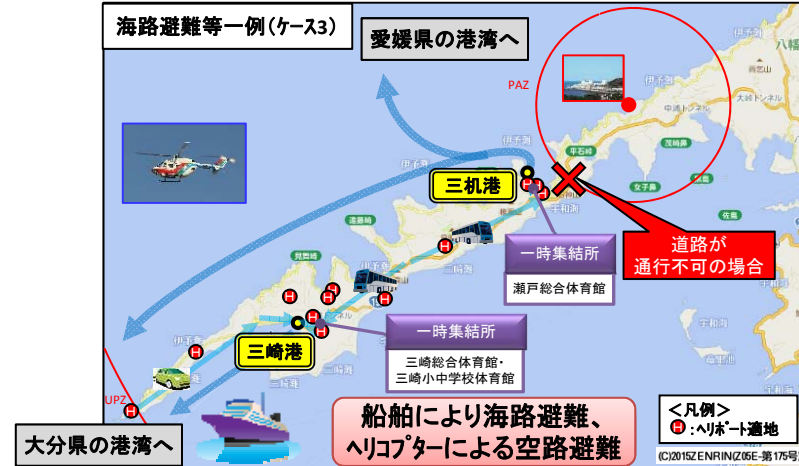
（ケース1）陸路避難を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、**陸路による避難を実施**。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路（松前公園）に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難。



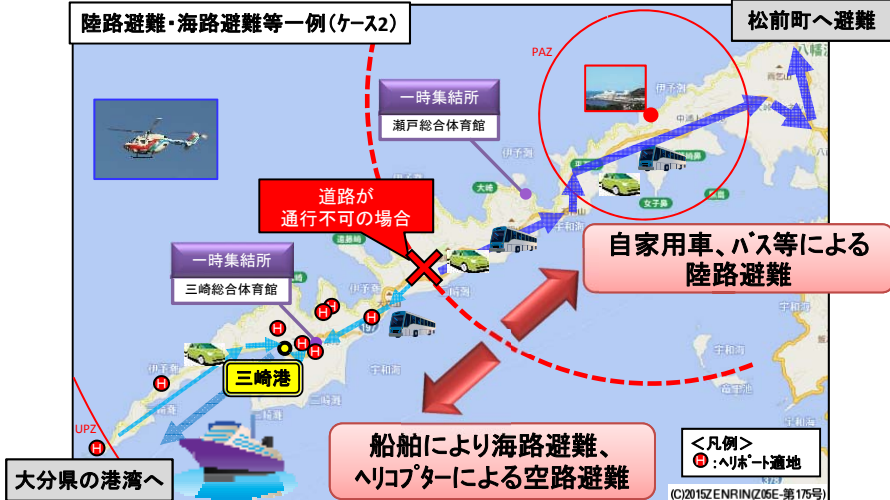
（ケース3）海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、**海路による避難を実施**。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる**空路避難を併用**。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



（ケース2）陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、**陸路と海路による避難を実施**。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる**空路避難を併用**。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



（ケース4）屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、**屋内退避を実施**。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,900人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

